

2012年8月吉日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知中小企業家同友会

会長 杉浦 三代枝

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目5-18 京枝屋ビル4F

電話 052(971)2671(代) FAX 052(971)5406

E-mail aichi@douyukai.or.jp

URL <http://www.douyukai.or.jp>

2013年度 愛知県の中小企業政策に関する 中小企業家からの重点要望と提言

目次

I はじめに

II 2013年度 愛知県の中小企業政策に関する中小企業家からの重点要望

III 2013年度 愛知県の中小企業政策に関する中小企業家からの重点提言

1. 本年9月制定予定の「愛知県中小企業振興基本条例」の実効性の保証を
2. 中小企業憲章を国民に広げ根付かせ、その内容の実現を
3. 中小企業が地域で新しい仕事をつくり出すための支援の抜本的強化を
4. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し公正競争の促進を
5. 地元中小企業との連携を通じた地域防災・減災の取り組み推進を
6. 地域の活力を底支えする地域金融システムを
7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システムの構築を
8. 豊かな人間として育つための教育環境の重視を
9. 誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会づくりに向けた地域福祉政策を

IV 愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

1. 行政委員の嘱託（最近2年間）
2. 大学講座（講義）への講師派遣（2012年度、一部予定）
3. インターンシップ・職場実習（最近1年間）

I はじめに

■ ごあいさつに代えて

私ども愛知中小企業家同友会（会員数 3,200 名余）は、1962 年創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めてまいりました。関係の皆様からの多大なるご支援を頂き、本年 7 月 9 日には創立 50 周年を迎えることができました。まずもって関係各位の皆様にご挨拶申し上げます。また、この間の活動の一環として 2001 年より、「愛知県の中小企業政策に関する重点提言」を愛知県産業労働部へ提出し、その内容をご理解いただくべく懇談会を重ねてまいりました。当会からの提案も多数実現して頂いて参りました。とりわけ、2004 年より当会が要望して参りました「愛知県中小企業振興基本条例」の策定にあたっては、多大なるご支援を頂きました。日頃の中小企業振興や県民生活向上へのご尽力にあわせて感謝と御礼を申し上げます。

2010 年 6 月の「中小企業憲章」の閣議決定は、中小企業の経済的・社会的役割についての考え方、中小企業に対する政府としての期待を基本理念として示すと同時に、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則（政策により実現すべき政策目標）や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示した画期的なものと考えています。愛知県における中小企業政策の展開と合わせて、「中小企業憲章」の制定に多方面にわたりご尽力頂いたことに深く感謝申し上げます。今後はこの憲章の具体化と活用を大いに期待するとともに、私ども中小企業家自身も憲章に描かれる期待に応えられる存在となるべく、一層の経営努力と研鑽を重ねて参りたいと考えております。

さて、昨年 3 月 11 日に突如発生した東日本大震災は、史上稀にみる災禍を日本にもたらしました。愛知県に関しては、その間接被害を被るなかで、自動車産業をはじめとした県内経済に影響が広がりました。この傾向は昨年「愛知中小企業家同友会 2011 年 5 月末の景況調査結果」で顕著に見られ、「大震災の影響を受け、業況判断 DI の悪化幅は過去最大に ～サプライチェーンは急速に回復も先行き楽観視できず～」の見出しがつけられるなど、その衝撃の大きさに県内中小企業も大きく揺れ動きました。その後は震災、続いて起こったタイの洪水による減産に対する自動車の挽回生産による自動車関連をはじめとした製造業の回復とともに、県内の景況も一定の回復を辿ってきました。

しかしながら、「2012 年 5 月末の愛知中小企業家同友会の景況調査結果」では、回復基調は続いているものの、これまでの建設業、製造業によって景気回復が牽引される構図は変わらず、産業全体にわたる回復には到っていません。特に、製造業に関しては、追い風となってきたエコカー補助金の打ち切り、今年 6 月 26 日の消費増税関連法案の可決、円高水準で推移している為替相場など、回復が腰折れする懸念が高まっています。さらに国外でも欧州経済の混乱や、米国・中国の経済動向など、不安定要素が山積するなか、私たち中小企業の先行き不透明さは日に日に色濃くなっております²。

こうした状況のなか、私どもは今こそ「中小企業憲章」の精神を具体化し、積極的活用を進めるべきだと考えます。2003 年より当会が要望して参りました中小企業憲章の発端となった“European Charter for Small Enterprises(以下、EU 小企業憲章)”には“Think small first(小

¹ 愛知中小企業家同友会 経営環境調査委員会編集・発行「愛知中小企業家同友会景況調査報告—2011 年 5 月—」第 70 号より。

² 愛知中小企業家同友会 経営環境調査委員会編集・発行「愛知中小企業家同友会景況調査報告—2012 年 5 月—」第 74 号より。

企業を第一に考えよ”の精神が貫かれています。EU 小企業憲章では、次のように謳われます。

「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネスアイデアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう³。」

愛知県においてもこの原則を確立し、中小企業の経済的役割、社会的役割を再評価するとともに、歴史の積み重ねのなかで育まれてきた豊かな産業を守り、育て、そして新たな風を吹き込むことで、圧倒的多数の県民生活を支える中小企業の活性化を通じた、真に豊かな愛知県経済の実現に向けた政策展開を期待します⁴。

当会では、これまで愛知県も内需主導・持続的成長が可能な地域経済社会システムを再構築することを提言して参りました。今回の大震災以降、官民が協力して復旧、復興に総力を挙げて取り組んできましたが、このような未曾有の情勢に立ち向かうには、従来の価値観からの抜本的転換が求められると考えます。愛知県でも、今回の大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、地域が自立できる仕組みづくりを、経済活動、エネルギーシステム、コミュニティの再生など多方面から推進することが今後一層求められていると考えます。まさに、圧倒的多数を占めている中小企業の出番であり、新しい仕事づくりへの参画を促進する体制整備が急務と考えております。

私たちは自らが経済の根幹を担う主体足りうる存在となれるよう、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たすとともに、日本経済を復興し、地域経済と中小企業が健全に発展できる環境をつくるために本要望・提言書を取りまとめました。地域の将来発展のため、中小企業が本来持つ力を存分に発揮することができる環境整備に向けた一層の政策強化を図られますよう、関係される皆様のご協力、ご支援をお願いいたします。

■ 愛知中小企業家同友会の概要

現在、愛知県下3200名を超える中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体で、「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」をめざすという「3つの目的」に基づき活動しています。

- | | |
|--------|--|
| 1. 名称 | 愛知中小企業家同友会 |
| 2. 創立 | 1962年7月9日 |
| 2. 会員数 | 3269名（2012年8月22日時点） |
| 3. 会長 | 杉浦 三代枝（すぎうら みよし） スギ製菓株式会社・代表取締役 |
| 4. 事務局 | 名古屋市中区錦3丁目5-18 京枝屋ビル4階
TEL 052-971-2671 FAX 052-971-5406 E-mail aichi@douyukai.or.jp
URL http://www.douyukai.or.jp/ |

³ 中小企業家同友会全国協議会 編集・発行[2005]『中小企業憲章学習ハンドブック』42ページ。
なお、原文では以下。

“Small enterprises are the backbone of the European economy. They are a key source of jobs and a breeding ground for business ideas. Europe’s efforts to usher in the new economy will succeed only if small business is brought to the top of the agenda.”

⁴ 愛知県県民生活部統計課『平成21年経済センサス基礎調査結果(確報)－愛知県の事業所数と従業者数－平成21年7月1日現在』によれば、従業者規模100名以下の事業所で雇用されている人数は、全体の68.6%に上り、対して300名以上の事業所に雇用されている人数は、全体の17.6%であった(同調査結果、5ページより)。

■ 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企业（(1)お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、(2)労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づき、ここに要望・提言書を提出する次第です。

II 2013年度 愛知県の中小企業政策に関する中小企業家からの重点要望

今回の「2013年度 愛知県の中小企業政策に関する中小企業家からの重点要望・提言」作成にあたって、愛知中小企業家同友会では各支部役員からのヒアリング調査⁵、2012年5月末景況特別調査、中小企業支援施策活用経験者による検討会議を実施しました。さらに中小企業家同友会全国協議会では「国への政策アイデア提言アンケート⁶」を全国的に実施し、中小企業家の生の声の集約に取り組んで参りました。

ここでは、これらの取り組みに基づいた中小企業家からの具体的要望を中心にまとめております。関係される皆様の最大限のご配慮をお願い致します。

(1) 中小企業の技術力向上、新たな仕事づくり推進の強力な支援を

- 1) 中小企業の新たなアイデアの芽を伸ばし、育むための研究に活用できる研究開発助成制度を創設して下さい。現行制度では、その資金的使途が非常に限定的で実際の企業現場では活用しづらい状況にあります。また、認定されるものも、商品化の目途が立っているものに対して行われているのが実情で、一部の中堅・大企業がそうした制度の活用の大部分を占めています。

「中小企業憲章」には、「中小企業の技術力向上のため、・・・技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援する」とあります。既存公設試と中小企業の連携強化などにより、中小企業の自由な発想を新事業につなげていく積極的支援の展開を期待します。

- 2) 上記の1)とも連携させ、中小企業の技術開発、ならびに地域資源を生かした仕事づくりを支援する取り組みとして、「トライアル発注制度⁷」の導入を要望します。

中小企業は大企業のように新技術や新製品の販路開拓やマーケティング、ブランディングなどに関して、資金的制約などのため、十分な取り組みをすることが困難です。この点を踏まえた取り組みを実施して頂きたいと考えます。

- 3) 施策を活用した中小企業の仕事づくり事例集を広範に普及して下さい。本年1月に愛知県産業労働部地域産業課から発行された「未来を拓く、中小企業の応援読本～公的支援施策の活用により成功事例集～」は、具体性に富み、多くの中小企業にとってヒントとなるものです。今後は業種別の作成などを通じて、県内中小企業への具体的情報提供を強化頂けるようお願い致します。

また、施策活用経験者を集めた車座集会の開催など、既存施策がブラッシュアップされる場の創設も合わせて要望致します。

- 4) 中堅・大企業を退職後、第二の人生を海外で技術指導などにあてる日本人技術者が急増しています⁸。日本の固有技術の流出は、そのまま国際競争力の低下に直結します。

こうした状況に鑑み、有益な人材の海外流出を防止し、県内中小企業現場の技術指導に還流させ、県内中小企業の競争力強化につなげる必要があると考えます。例えば、OB人材バンクの再設・拡充、ならびに県内中小企業が、中堅・大企業をリタイアした技術者と雇用契約を結んだ場合に活用することができる支援制度の創設を要望します。

⁵ 2012年4月18日～25日に実施し、愛知同友会各支部役員計276名中132名からの回答を得た(回答率:約48%)。

⁶ 2012年1月17日～30日に実施し、全国の中小企業家同友会会員(約42,000名)に向けてweb上のグループウェア「e-doyu」を活用して行った。回答件数は1004件。

⁷ 中小企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、自治体为新商品を認定してPR等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価する制度。

⁸ 詳細は、2012年4月23日ロイター通信特別レポート「中国で『第二の人生』歩む、日本の熟練技術者たち」および「韓国サムスンが日本人技術者引き抜き加速、人材戦略弱い国内勢」を参照。

(2) 世界を見据えた経営を行う中小企業への積極的支援を

- 1) 海外展開・進出では、コミュニケーションの問題が大きく、人的側面から中小企業にとって大きな壁となっています。とくに言語問題が重い足かせとなっています。この点について、教育訓練助成制度の拡充、海外展開を目指す中小企業に対する、ビジネス英語、貿易実務などの大学・専門学校等の講座費用の負担軽減策、あるいは複数の中小企業が連携して開催する研修会などへの助成制度の創設、およびその他の関連支援を要望します。
- 2) 上記1) とともに、中小企業が海外展開を考える際に直面する課題として、法律、税制面があります。この点について、愛知県としても現地の法律や税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介や業務提携の支援制度を創設して下さい。さらに、中小企業の現地との紛争解決にあたっては、代理人の紹介から安価に利用できるよう助成するなどの制度構築をお願い致します。
- 3) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）や株式会社国際協力銀行（JBIC）などとの連携を強化し、現地企業の的確な信用情報など、中小企業が海外展開を検討する際に必要な情報を得やすい体制を愛知県としても構築することを要望します。

(3) 東日本大震災の教訓を生かした地域防災対策を

昨年の東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれています。なかでも、東海・東南海・南海の3連動地震発生の懸念は非常に高まっており、県内中小企業も甚大な被害を被ることが予想されます。中小企業が大災害に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう、防災および事業継続支援体制を早急に確立して頂きたいと以下を要望致します。

- 1) 東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・向上の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなど全てを失う事例が目立ちました。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成に多大な時間と労力を要したと聞き及んでおります。
この点に鑑み、平時より企業情報や保有データを安全な場所へ自動的に補完できるシステムを安価に提供する制度の創設を要望します。また、このシステムの開発にあたっては、非常時に何らかの支障をきたした際にも中小企業の機動性で早期に復旧できるよう、県内中小企業の技術を生かし、開発段階からの参画の下に実施して頂きたいと考えます。
- 2) 耐震改修の積極的推進を要望します。特に、高齢者の居住が多い地域などでの回収が進まないことに鑑み、全面改修だけでなく、一室改修や耐震ベッドなどの簡易耐震部分改修などへも範囲を広げ、その取り組みを支援して頂きたいと考えます。例えば、耐震改修助成金の予算枠拡大や、耐震改修予算の拡大をとることで、防災・減災への潜在需要を掘り起こし、中小企業が活躍する細かな仕事づくりにつながるよう期待します。
- 3) 集合住宅のリフォームを行う際、現在の基準に照らすと違法建築となる物件が散見されるといいます。しかし、オーナー、仲介業者、元請け会社といった一連の関係のなか、下請関係にある中小企業からは、例え分かっている、その関係から指摘し辛い状況があります。こうした問題は、防災・減災の側面からみて決して望ましいものではなく、被災時に被害を大きくすることにもなりかねません。
こうした状況に鑑み、集合住宅のリフォーム時の第三者査察の徹底、ならびに耐震上問題の予想される物件の耐震改修が滞らないよう、より積極的な働きかけを実施して下さい。
- 4) 地域の中小企業と防災協定を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を愛知県として早急に構築することを要

望します。また、中小事業所を地域の防災拠点とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所、あるいは団体などと協定を結びながら取り組まれることを期待します。

(4) 新たな雇用創出、および維持に努める中小企業を支援する保証制度の創設を

岐阜県信用保証協会では、雇用創出（維持）企業支援金融機関連携保証（略称：ジョブアップ3）を創設し、保証料率 0.7%（一律料率）、3年間固定金利で年 1.6%の条件で、新規採用・中途採用を予定する企業、および雇用増加・維持している中小企業に対し支援を行っています。

2008年のリーマンショック以降の景気悪化のなか、中小企業は雇用の維持に懸命の努力を払いながらも、金融機関からは人員整理を要請されるなどの指導がなされた事実があります。こうした状況に鑑み、愛知県としても独自に上記のような制度の構築を期待します。

(5) 人材育成に注力する地域中小企業の支援について、以下の諸点の強化・推進を

- 1) 2008年4月から2012年3月まで実施された「人材投資促進税制」は、課題もありませんが人材育成に注力する中小企業を税制面から支援する意味で有益な制度でした。「中小企業憲章」においても「中小企業の本質は人材にある」と謳われるように、中小企業にとって人材の育成は喫緊の課題です。以上の点に鑑み、「人材投資促進税制」の復活を国へ積極的に要望して頂きたく考えとともに、愛知県におかれても、外部への研修委託費に「教育訓練費」を限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・OJTまで範囲を拡大した支援施策を創設して頂けますよう要望致します。
- 2) 2016年に愛知県にて開催される「第52回技能五輪全国大会」ならびに「第35回全国障害者技能競技大会」に向けて、地元中小企業に働く技能者の出場を積極的に支援して下さい。大きな人的制約。資金的制約のもとで経営を行っている中小企業は、大企業と異なり当該競技職種に特化した業務を日々行うことはできません。しかし、中小企業のなかにも、日々の業務を通して技を磨く素晴らしい人材が所属しています。これらの人材は、愛知県ひいては日本の技術を支え、国際社会での競争力の源泉となるものです。こうした点から、地域の中小企業で働く技能者が自由に技を磨くことのできる環境整備を進め、自らの仕事と技能に誇りと自信を持つことのできる技能五輪や障害者技能競技大会への門戸を広げる取り組みを積極的に推進して頂きたいと考えます。
- 3) 前述の「技能五輪全国大会」ならびに「障害者技能競技大会」が23歳以下（一部種目では24歳以下）であることに鑑み、愛知県独自に対象年齢を各年代ごとに設定した、競技大会を企画し、より多くの技能者が目標を持ち、努力し続けることへの動機づけを強める取り組みを要望します。
技能は、長年その職務に従事するなかで熟練や知恵のかたちをとりながら発展し続けます。青年層の技能者育成が重要であることはもちろんですが、それ以降の各年代の技能者を対象とした競技大会を開催することで、熟練技能者は自らの人生をかけて修得してきた技能を試す場ができるとともに、数多くの先輩技能者の技術を目の当たりにすることで、青年技能者は自らの将来展望を描くことにもつながります。また、大学卒業後の就職が多くの割合を占め、就職年齢が上昇している近年の状況から見て、出場者のすそ野を広げることにもつながると考えます。
- 4) 前述の2)と関連して、2016年の大会において地元小・中・高等学校に呼びかけた“観戦ツアー”を企画し、より多くの学生がものづくりをはじめとした各種の技能に興味を抱き、将来各方面で技能者を目指す人材の育成支援を積極的に推進するよう要望します。

5) 3) と関連して、「技能五輪大会」ならびに「技能競技大会」の対象年齢枠を広げるよう要請して下さい。なお、対象年齢枠拡大に際しては、当該職種の従事年数を基準に競技クラスを設け、現役の技能者が自らの次のステップを定め、生涯通じて自分自身の仕事に「やりがい」や「生きがい」を持ち続けることのできる形式と仕掛けづくりをして頂けるよう要望します。

6) 2)、3) と関連して、当該競技大会にて優秀な成績を修めた技能者を、愛知県としてマイスター登録（仮称）し、地域のブランドとして積極的に世界へ発信する取り組みをして下さい。

愛知県の技能ブランド力を強化し、広く世界から需要を引き付ける取り組みの一環に位置付け、地域の中小企業の仕事づくりへも拡張した戦略的政策展開を要望します。

(6) 支援施策説明会の各地域での恒常的实施を

依然として中小企業、特に小規模企業に施策の情報が伝わっていない現状があります。当会の実施した調査⁹では、施策の活用状況を問う設問に対して50%以上が「利用なし」と回答し、ヒアリング調査でも「施策が分からないため、活用経験はない」との声が多く聞かれました。対して、一昨年より頻繁に取り上げられている「中小企業緊急雇用安定助成金」については、「慣れたこともあるが、他の施策と比べて戸惑うことはなかった」との声が聞かれるとともに、活用者も他の施策に比べ多数いました¹⁰。

この点にご配慮頂き、恒常的な支援施策や中小企業経営に有益な情報を提供する説明会、あるいは中小企業への訪問活動を強化するなどの措置を取り、施策利用企業の拡充に努めて下さい。

(7) 地域の中小企業と連携した地域防犯の取り組み強化を

愛知県警察本部の調べによれば、2011年度の愛知県内における「空き巣」「忍び込み」の発生件数は、全国ワースト1位となっています。こうした状況のなか、女性が二次被害に巻き込まれることも多くなっており、安全・安心な県民生活を脅かす大きな問題です。

他方、各世帯および個人宅の防犯対策は、専門業者に施工を依頼すると相当の費用がかかることから、いわゆる“日曜大工”の延長上で行われており、防犯上きわめて大きな欠陥があるのが実情です。

各世帯および個人宅の防犯対策にかかる費用への助成措置を創設するなど、安心・安全な県民生活の実現に向けた施策を実行して下さい。また、その際は地域の中小企業の施工事業者情報を、県が率先して発信し、地域の中小企業の仕事づくり、活力向上につなげた取り組みをして下さい。

(8) 現行の中小企業支援施策において、以下の諸点について改善を

本要望・提言書の作成にあたり、弊会では中小企業支援施策の活用経験者を対象とした座談会を実施し、活用施策に関する改善要望の聞き取りを開催しました。その場での意見をもとに、さしあたり下記の6点を要望致します。より役立つ施策の立案・実行を期待します。

1) 設備資金貸付制度の活用経験者からは、非常に役立ったとの感想が聞かれる一方で、2年目からの申請は対象規模の変更のため、認定を受けることが出来なかったとの意見が出されています。同一施策において、年度ごとにその対象が変更されれば、その施策の活用

⁹ 愛知中小企業家同友会 経営環境調査委員、2012年5月末景況特別調査結果より。

¹⁰ 同上。雇用調整助成金の活用経験者は、全回答617件に対して142件、23%超を占めた。

を期待していた中小企業にとっては、経営全体を左右しかねない影響が出ることも懸念されます。事実、その企業ではすでに新規設備の発注契約後だったため、その後の対応に苦慮しています。こうした点に鑑み、施策内容の変更等に当たっては、事前周知の徹底をして下さい。

- 2) 地域イノベーション創出研究開発事業において、愛知県産業技術研究所との共同研究を実施した企業からは、「一定レベルまでの研究開発では役立った」との感想がある一方で、「事業化までは、まだ相当の設備投資が必要」との声が出ています。

技術のステップアップ、事業化に向けて、他の支援施策を検討したものの、「地域イノベーション創出研究開発事業」自体が上位の支援施策であるため、活用対象となる施策がない状況となっています。

「地域イノベーション創出研究開発事業」自体は国の施策となりますが、愛知県として施策の対象枠から外れた企業の受け皿を準備するとともに、国に対して新技術の事業化につながるまでの段階的支援を設けるなどの措置を要望して下さい。

- 3) 「あいちガンバロー資金」（震災対策緊急つなぎ資金）を活用した企業からは、東日本大震災の影響で急激な売り上げ減少に見舞われたなか、大変助かった、との声が聞かれる一方で、3年の短期返済により資金繰りが窮屈となっている点、借り換えが出来ない点についての指摘が上がっています。

この点について、返済期間の延長や、返済を進めれば信用保証枠の巻き返しを可能とするなどの対応を要望します。

- 4) 施策利用に際し、自己資本比率によって認可されないことがあると聞き及んでおります。現在は、昨年の中日本大震災などの外部環境の影響を受け、自己資本比率が通常よりも低い状態の企業が中小企業には多数あります。この点に鑑み、自己資本比率で一律に判断するのではなく、当該企業の外部環境変化以前の状況、事業の将来性や業界の動向などを総合的に判断した上での審査をして下さい。

- 5) 現行の制度では就業中に労働災害事故に遭い、何らかの障害を負った従業員を、その後も継続して雇用するために必要な企業内設備の整備・改善に関する支援制度は整備されていません。労働災害事故を未然に防ぐ企業努力は大前提としてありますが、不幸にもそうした状況に立たされた従業員が、働き続け、自立した生活を送り続けることのできるよう必要な制度設計を要望します。

- 6) 新連携の採択企業からは、資金の使途に限定が多く、事業につながる、あるいは販売促進につながることは一切資金が使えないため、膨大な資料作成に時間を費やしたにも関わらず、恩恵を受けることが出来ていないとの声が聞かれました。この点は、現行の施策の大部分に当てはまることと思われまます。

企業の事業活動を私的活動と捉えた場合、現状では公的資金を充当することは困難があると思われまます。地域経済を支える中小企業の仕事づくり、ひいては地域の新たな産業づくりにつながる側面も非常に大きいと考えまます。この点に鑑み、施策担当者との協議を前提とした資金使途要件の緩和を要望まます。なお、この点については、後述Ⅲ-3-(10)でも取り扱っています。

- 7) 公設試験研究機関（以下、公設試）の設備充実、ならびにサービスの向上を積極的に推進して下さい。

公設試を活用した企業からは、「設備が古く、必要な試験ができない」や「試験に長い時間がかかるため、必要な時に活用できない」、あるいは「開館時間が17:30もしくは18:00までと、一般中小企業の営業時間内に限定されており、通常営業終了後に試験するニーズに合致していない」との声が多く聞かれました。

とはいえ、地域の公設試は地元中小企業の技術向上、新技術開発にとって不可欠な施設

であり、廃止、あるいは民営化することはその性質上そぐわないものです。以上に認識のもと、下記諸点において公設試の充実に努めて下さい。

- ①設置設備の更新、新規導入を積極的に進め、現代の技術ニーズを満たし、試験に擁する時間短縮を図ること。
- ②開館時間の延長を図り、より多くの中小企業のニーズを満たす取り組みを強化すること。
- ③試験費用の低減を図り、新技術開発へのハードルの引き下げを進めること。

III 2013年度 愛知県の中小企業政策に関する中小企業家からの重点提言

1. 本年9月制定予定の「愛知県中小企業振興基本条例」の実効性の保証を

(1) 県の政策や法規において、中小企業への影響が事前考慮された上で立案、実施する原則を確立すること

米国では「規制柔軟法 (RFA)」により、連邦省庁が新たな規制案を提出する際に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとって負担が少なく、且つ同等の効果のある代替案の分析を行い、分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることが定められています。これはEUの「小企業憲章」における“Think small first (小企業を第一に考えよ)”の精神にも通じるものです。

2010年閣議決定の中小企業憲章でも、この点は「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす¹¹⁾」と明記されており、愛知県においても中小企業地域活性化条例(仮称)の制定と併せて、この原則を確立して下さい。

この考え方はすでに「千葉県中小企業の振興に関する条例」の第三条の2に謳われているとともに、パレート最適の側面からも、十分な理論的裏付けがなされています。

合わせて、中小企業への影響を事前考慮する前提となる「中小企業の実態把握」にあたり、アンケート、試算等だけに頼らない取り組みを進めて下さい。

さしあたり愛媛県東温市が実施予定の中小企業への全事業所調査、あるいは千葉県が実施した地域勉強会等に類するダイナミックなヒアリング調査を実施し、現場の声に数多くの行政職員が触れることのできるよう最大限の取り組みを進めて下さい。

(2) 各自治体の実施する、地域内すべての中小企業の現状と課題を把握する取り組みを支援すること

各自治体が中小企業の現実と課題を把握し、的確な施策を実施するためには基礎的な調査が不可欠です。しかし、現在行われている基礎的調査は大手調査研究会社によって行われており、中小企業の実態が正しく反映されていません。

この点に鑑み、自治体の実施する全事業所調査を積極的に支援するとともに、国に対しても呼び掛けて下さい。

また、調査を実施する際は、地域の大学等の教育研究機関との連携のもと地元の大学生・大学院生に協力を求め、中小企業と地域に調査者が関心を持つ教育的機会となるよう最大限の取り組みを行って下さい。

(3) 有効な産業政策の基礎データとなる産業関連表を、各自治体で整備するよう働きかけること

地域の自立性を高め、世界規模で生じる経営環境の影響を抑えるには、地域内経済循環を高め、内需主導型経済への移行が不可欠です。数ある統計データのなかでも、各市町村レベルでの産業関連表の作成、分析は、地域経済の実態を把握し、政策に展開していく上で大きな役割を果たします。

この点に関して、上記(2)と同様に、地域の大学等の教育研究機関と連携し、地元の大学生・大学院生に協力を求め、中小企業と地域に調査者が関心を持つ教育的機会としながら取り組みを進めるよう働きかけるとともに、必要な支援を展開して下さい。

あわせて域内波及効果を算出し、これを拡大する、さらには「地域内再投資力¹²⁾」の拡大という視角からの県内経済ビジョンの評価・検討を行って下さい。

¹¹⁾ 前掲『中小企業憲章』3. 行動指針より。

¹²⁾ 岡田知弘[2005]『地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論』自治体研究社、より。

(4) 市町村における「中小企業振興を目的とした条例」策定を支援、並びに促進すること

(3) と関連して、県下市町村への「中小企業振興を目的とした条例」の制定を、県としても積極的に推進し、必要な支援を行って下さい。また、地域の特色ある産業政策や中小企業政策、及び地域環境の課題に応じた独自の地域政策が行えるよう、条例制定への働きかけと市町村行政体制への支援を行って下さい。

(5) 伝統産業や地場産業に対する地域ビジョンや政策理念を明確に打ち出すこと

(4) と関連して、一般の産業政策に埋没させず、伝統産業や地場産業を地域の文化としてどう継続的に発展させるのか、地域としての姿勢を明確にして下さい。

焼き物、絞り、七宝、和紙などの伝統工芸や抹茶、瓦、繊維などの地場産業、地の物としての農林水産物および加工品など、産地力のある多くの業種や地域資源が、原油・原材料高騰や経営環境要因、産業構造の変化に伴い、産業の維持、文化の継承が大きく阻まれています。愛知は芸どころとしても有名な土地柄であるにも関わらず、地域の重要な文化資源が今まさに失われつつあります。

グローバル化が進展するなかで、地域オリジナルの資源の存在価値や意義を明確に打ち出すことで、愛知の魅力が世界に発信されるとともに、新たな産業のシーズとなります。地域産業集積や生活文化の厚み、本物の技術、持ち味などを育成して、上からの画一的なありきたりのものではない産地政策を進めて下さい。

2. 中小企業憲章を国民に広げ根付かせ、その内容の実現を

(1) 中小企業憲章を国会決議するよう、積極的に国へ働きかけること

2010年6月18日に中小企業憲章が閣議決定されました。しかしながら、あくまで閣議決定であり、政府内での申し合わせの域を超えるものではありません。真に創造的で持続性に富む経済社会の実現には、中小企業政策の基本となる価値観の転換と、その拠って立つ理念の確立が不可欠です。

日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業（自営業を含む）の役割を高く評価し、豊かな国づくりの柱に据えることを国民の総意として中小企業憲章を国会で決議し、現行の中小企業基本法をはじめとした諸法令を整備充実させる指針とするよう国へ要請して下さい。

(2) 中小企業庁の中小企業省への昇格、中小企業担当大臣の設置を国へ積極的に働きかけること

中小企業憲章の目的を実現するためには、各省庁に広がる中小企業に関わる政策課題を省庁横断的に総合的な政策を推進する体制が必要です。そのために、政府が「中小企業担当大臣」を設置し、さらに中小企業庁の中小企業省への昇格を行うよう、国へ積極的に働きかけて下さい。

(3) 中小企業憲章の実効性を担保する「中小企業支援会議（仮称）」の設置を積極的に国へ働きかけること

中小企業憲章の制定過程と制定後の進捗状況を検証するため、中小企業家をはじめ、国民の意見を確実に反映させる場である「中小企業支援会議（仮称）」の設置を国へ積極的に働きかけて下さい。

(4) 中小企業憲章の実現状況を、毎年の「中小企業白書」に盛り込み周知に努めるよう国へ

要請するとともに、県も毎年の取り組み実績の公表に取り組むこと

中小企業憲章に描かれる理念の内容がどこまで実現しているのか、またどの程度取り込まれているのかについて、その実績・効果の到達状況を毎年評価し公表することを国へ要請して下さい。また、「中小企業白書」に、中小企業憲章の進捗状況に関する項目を盛り込むことも同時に要請して下さい。

愛知県においても、各施策に中小企業憲章の当該箇所を明記するとともに、毎年の取り組み実績の公表を、「あいち産業労働ガイドブック」や Web サイトへの掲載、および公開報告会などによって広く行って下さい。

(5) 恒常的に県の中小企業政策を総合的に実行する部署の創設を行うこと

閣議決定された中小企業憲章の基本原則では「一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」ことが打ち出されています。中小企業は大企業と異なり、現在の自由競争市場では多くの面で対等の競争関係に立つことが困難であるのが実情です。現場の中小企業の声が反映された、真に効果的な政策・施策が立案されるよう、最大限の努力を期待します。さらに、中小企業は数も多く、その内容も多岐にわたるため、短期的にはその実態を把握することは非常に困難となります。この点を考慮し、地域中小企業に関わる部署に関して、中長期的視点に立った人材戦略を講じて下さい。

愛知県においては、さしあたり「中小企業課（仮称）」を創設し、中小企業の実態を把握し、総合的視点から政策を立案し実行に移すことを組織面で担保して下さい。

(6) 中小企業憲章並びに実際の中小企業家の声をもとに、現行の政策・施策を検証すること

閣議決定された中小企業憲章では、国の中小企業政策の基本的考え方、及び方針が明確に示されています。

「あいち産業労働ビジョン」でもこの点が「中小企業憲章(2010年6月閣議決定)の基本理念を踏まえ、(中略)、金融支援、小規模(零細)企業・下請企業の支援、地場産業の振興、商店街の活性化等を着実に推進する¹³⁾と明記され、憲章に基づいた取り組みが期待されます。さしあたり、現行の中小企業に関わる政策・施策の検証を行う際には、広く実際の中小企業家の声を聴く場を設け、憲章との整合性が取れるよう配慮して下さい。

3. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化を

(1) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、既存産業を生かした新産業の育成を支援すること

当会会員企業からは、たとえ融資を受けたとしても、現状では返済する見通しが無いため、何よりも抜本的な仕事づくりを求める声が上げられています。

現状の一例では、中小企業が研究開発を行おうとする場合に生じる資金的・人的限界が挙げられます。中小企業ではアイデアを形にする上で研究開発資金が大きな壁となり、優れたアイデアが埋もれてしまうケースが数多くあります。地域の大学や試験研究機関などを効率的に連携させ、中小企業の技術・商品開発、および事業化に対応できる体制の構築と、それを担う人材育成の推進を積極的に展開する等の対応を期待します。

また、販路開拓の側面においても、情報収集能力、ネットワーク構築能力等の面において中小企業は制約を抱えています。先述のものと併せた販路開拓支援の強化を進めて下さい。

¹³⁾ 愛知県産業労働部産業労働政策課 編集・発行[2011]『あいち産業労働ビジョン 2011-2015~世界と闘える力強い愛知を目指して~』14 ページ。

(2) 柔軟な政策対応により、中小企業の研究開発支援を強化すること

(1) と関連し、現状の研究開発支援施策においては研究開発項目に制限が多い点が課題と思われます。研究開発にあたって、当該技術に事業化への明確な見通しが立っていない段階での研究開発支援、展示会への出展等への支援、開発技術の他分野への応用の許可など、柔軟な政策運用により効率性の高い支援システムの構築を期待します。

(3) 県内中小製造業が持つ高い技術を活かした産業形成と技術革新を促進すること

難加工技術や固有熟練技術、加工ノウハウ、技術提案力、生産性革新力など、愛知県内の中小製造業が保有する極めて質の高い技術集積を活かした新たな産業形成や技術継承の取り組み、ならびに既存技術の新産業分野への振り向けサポートなどを一層強化して下さい。

中部経済産業局では、昨年 2 月より「中部地域のものづくり技術の次世代住宅への展開促進調査事業」を実施し、特に既存のものづくり技術を活用した住宅・次世代住宅産業への展開の可能性が検討され、ものづくり技術を活用した住宅・次世代住宅産業への展開を促進するための重点として「自動車産業の蓄積や技術の優位性を最大限生かす」「新たな価値創造に向けた連携の必要性」「商品開発力・市場創造力をもった企業行動(指向性)の転換」「中部地域と国内外市場をつなぐ仕組みづくり」の 4 点を指摘しています¹⁴。

また、本年 3 月に愛知県において策定された「あいち自動車イノベーションプラン」においても、『脱自動車』ではなく『自動車+α』¹⁵ が掲げられるなど、既存技術の効果的新展開を目指している様子が伝わります。

こうした取り組みを成果に結び付けるためにも、小規模・中小製造業の強みや固有技術、キラリと光る得意技などのデータベース化や広報支援など行い、技術間連携を促進するとともに、中小企業各社の既存技術を生かした新分野、新市場への挑戦を後押しする市場調査支援や製造工程の合理化支援などの充実を期待します。

(4) 中小企業の設備充実に関する支援制度の拡充を行うこと

中小企業の設備投資に関する助成制度の拡充を積極的に推進して下さい。

「あいち産業労働ビジョン」内において「生産性」に関する考え方が掲載されていますが、ここで述べられている「労働生産性」によるだけでなく、各企業の設備装備率、設備稼働率、雇用者の就業環境の向上等も含めた「全要素生産性 (Total Factor Productivity:TFP)」を高める視点からの取り組みが今後は必要となると考えます。例えば EU 諸国では、生産性の高い設備を導入することにより、国際競争力を高めています。

経済成長は、資本や労働といった生産要素の投入量が増加するか、全要素生産性 (TFP) が上昇することによって達成されます。資本過剰により資本収益率が低迷し、少子高齢化により生産年齢人口が減少しつつある日本においてその成長力を引き上げるには、TFP 上昇率の動向が今後の鍵となると考えます。この点にご留意いただき、県としても取り組みを期待します。

(5) 中小企業基本法の定義に囚われず、実態的な中小企業への支援施策を強化すること

当会の実施した調査では「準備する書類の煩雑さ」に関する声や「申請をサポートする人材」を要望する声が聞かれました¹⁶。実際に施策利用を検討した経営者からは現行の

¹⁴ (株)地域計画建築研究所『平成 22 年度地域新成長産業創出促進委託事業(中部地域のものづくり技術の次世代住宅への展開促進調査事業)報告書』2011 年 3 月、30 ページ。

¹⁵ 愛知県『あいち自動車産業イノベーションプラン』2012 年 3 月、13 ページ。

¹⁶ 前掲「5 月末景況特別調査」より。

施策において実質的に対象とされている企業は、企業規模が比較的大規模なものに偏っているように感じるとの意見も聞かれました。

当会の実施した調査¹⁷の回答先企業の中央値は 10.0 名と、中小企業、とりわけ小零細企業が中心となっています。多数の中小企業、および小規模企業では施策利用申請にかける人員や時間の制約が大きいのが実情です。また、たとえ申請を行っても、その多くが審査を通過できていない状況があります。当会の実施したヒアリング調査の際、ある施策申請者からは次のような発言が出されました。

「申請すると項目ごとに A B C D の 4 段階で評価され、一つでも D があると助成が受けられない。・・・助成を受けられた企業がインターネットで公開されているが、有名な大企業しか助成を受けられていない状態。・・・担当者に尋ねると、“社員数 10 名以下の零細企業はいつ潰れるか分からない”ため、助成することは難しいと言われた¹⁸。」

上記のように中小企業と大企業を同じ指標で判断することは、中小企業の可能性の芽を摘み、ひいては愛知県経済の発展を妨げることにもなりかねません。

融資の円滑化や助成枠の拡充もさることながら、小規模企業への支援体制を強化するとともに、施策の利用認定枠を各企業規模層で設けるなど、施策利用の公平性を高める措置を取って下さい¹⁹。

(6) 指定管理者制度活用に当たっては、地域の中小企業や NPO を積極的に活用すること

公共施設等の維持・管理にあたり、指定管理者制度が 2003 年より導入され、県内でも多くの公共施設等で取り組みが進められています。しかしながら実際は、県内の公共施設にも関わらず県外の事業所や NPO への発注も多く見受けられます。この点に関して、地域のニーズや事情に精通する地域の中小企業や NPO の参入が十分配慮されるよう県においても取り組みを進めるとともに、県下の各自治体に対する啓蒙・支援を進めて下さい。

また、指定管理者制度の運用に当たっては、地域住民、中小企業の代表等も参加して公平・公正な選定基準を作成し、情報公開に積極的に取り組んで下さい。

(7) 農林水産業や地域流通機能の育成など異分野間連携を重視した支援を強化すること

現在、中小企業庁より農商工等連携の支援が取り組まれています。中小企業による同制度の活用は期待されたほどすすんでいません。

新たな地域産業の創出や成長発展のためには、生産者と消費者の橋渡しをする各段階の流通業や農林水産業、ニーズに敏感に対応するサービス業などあらゆる業態が連携し情報交換を行いながら発展することが求められます。農林水産業の育成や流通情報機能の強化、サービス産業の生産性向上など各業態各段階に応じたバランスのとれた施策と連携支援施策の強化・充実をして下さい。

(8) 中小企業の現場と大学等高等教育機関との認識を近づけ、中小企業による新たな仕事づくりに向けた研究・技術開発支援を推進すること

現在の大学等高等教育機関においては、それぞれの研究分野の細分化に伴い、各研究領域や専攻が社会のなかでどのような仕事や技術と結びつくのかが高等教育機関側、中小企業側双方が実感し辛いのが実情です。この点を改善し大学等の高度な専門性を埋没

¹⁷ 同上調査。本調査では、平均従業員数はおよそ 26 名、中央値 10 名、最頻値は 3 名となった。

¹⁸ 愛知中小企業家同友会 各支部役員を対象としたヒアリング調査より。

¹⁹ EU では企業 Enterprise を大企業 Large Enterprise (従業員数 250 人以上)、中規模企業 Medium-sized Enterprise (同 50~249 人)、小企業 Small Enterprise (同 10~49 人)、マイクロ企業 Micro Enterprise (同 10 人未満) に分類している。EU の文書にはこれらのほかに自営業 the self-employed、手工業 Craft Enterprise などの分類もある。

させることなく実際の企業現場と連携させることで社会に還元することが求められています。

この点に鑑み、国はもとより、各地方公共団体の公設試験研究機関が中小企業に対して自らシーズを創出・発信する場を設けるとともに、その取り組みを地域の大学等がバックアップしやすい環境整備を進めて下さい。

さしあたり、大学等における産官学マッチング支援担当職員と地域の中小企業、企業現場と常に関わる公設試験研究機関職員とが連携したワークショップの開催に対する支援や、事業分野ごとに関連研究分野を一覧として整理し情報発信に取り組むなど、効果的な研究や技術開発が可能となる取り組みを期待します。

(9) 地域の中小企業を育てる地域産業政策を推進すること

米国では1930年代からの大企業誘致政策やシリコンバレーのような大規模なテクノロジー創出政策を展開してきた反省から、地域の中小企業を根付かせ、育てる「エコノミック・ガーデニング政策」が取り組まれています。すでにいくつかの自治体で成果を上げているこの手法の特長は、中長期の視点を持った支援と、「エコノミック・ガーデニング・プログラム」として体系づけて取り組まれている点にあります。ここでの支援の軸は、①中小企業サポートに必要なインフラ整備、②取引グループや公共サポーターのような、事業者間や仲介業者などの交換の場の用意、③市場競争に関する調査情報の提供、の3点に置かれています。

特に③においては、中小企業にとって、新製品開発プロセスにおける事業経済性分析やテスト・マーケティングなどのプロダクトプランニングは最大の弱点となっている点からみても、愛知県でも十分に効果を発揮できるものと考えます。

以上の点に鑑み、地域の中小企業の実態や得意分野、技術などを調査し、中小企業の海外も含めた販路開拓支援の強化・充実、および「エコノミック・ガーデニング政策」にならった中長期的視点に立った地域の中小企業を育てる政策展開をして下さい。

(10) 中小企業家と行政が、共に地域に新しい産業を創出する政策姿勢を確立すること

現行の技術開発・研究開発に関する中小企業支援施策は、研究段階における支援に留まっています。しかし、人的制約、資金的制約の大きい中小企業が、研究段階から事業化し、さらには一つの産業として根付かせていくには多くの困難があります。

現行の施策の考え方は、いわゆるプロダクト・イノベーションに置かれており、プロセス・イノベーションにまでは踏み込まれていません。

産業構造が大きく変わろうとしている現在、新たな産業づくりを進めることは喫緊の課題となっています。この点に鑑み、一定段階の研究成果が出ている産業シーズを継続して育てる政策姿勢を確立するとともに、必要施策の研究・創設に取り組んで下さい。

4. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し公正競争の促進を

(1) 公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底すること

中小建設業における地方公共団体等からの発注の重要性に鑑み、公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上・継承、中小建設業の倒産を防ぐため、事業発注の際には「国等の契約方針」に定められる規定を厳格に遵守して下さい。さしあたり、予定価格の90%超への引き上げを念頭に制度改善を進めて下さい。

また、独占禁止法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピングの防止に努めて下さい。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、独占禁止法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など、厳正に対処して下さい。

(2) 「公契約条例」を制定し、技能者・技術者の社会的地位向上と後継者育成への支援を

(1)に関連して、愛知県においても「公契約条例」を制定し、工事技能者・技術者の社会的地位向上と後継者育成に関する支援体制の確立を進めて下さい。

公契約条例により、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請け企業に対し、従事する労働者の賃金の最低基準額等を義務づけることを制度化することで、労働者の賃金・労働条件の改善が図られるだけでなく、公共サービスの質の確保、さらに地域経済の活性化、地域再生にもつながることが期待されます。

さらに、昨年の中日本大震災では、その後の復興事業で被災地における工事技能者・技術者の賃金の高騰が生じました。他方、愛知県においては深刻な労働者不足が生じ、工期の遅れなどにより中小建設業は多大な影響を受けました。その背景にはこれまでの低賃金から生じた工事技能者・技術者の不足がありました。自治体の公共工事における賃金を引き上げることで、市場における際限のない賃金水準の下落に歯止めをかけ、技能者・技術者のなり手を増やし、技術・技能が適切に伝承されるよう最大限の努力を期待します。

(3) 公共発注機関の中小企業への発注率を高める体制の構築を

工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種ではなく、工事の規模に応じた分離分割発注を推進して下さい。その際は、地域の企業への発注を原則として確立するとともに、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守して下さい。

当該地域の企業の公共事業の受注機会を増大させ、地域内経済循環を高めることで、地域の雇用を支え、税収の増加が実現されます。さらに、地域精通度などの適切な評価を進めることで、中小企業自らも地域を自覚することにつながります。持続的に発展することのできる地域づくりに向けた積極的取り組みを期待します。

5. 地元中小企業との連携を通じた地域防災・減災の取り組み推進を

(1) 東日本大震災の教訓を生かし、地域の中小企業と連携した防災・減災の取り組みを推進すること

昨年の東日本大震災では、震災直後から地域の中小企業が被災者の命をつなぐ大きな役割を果たしました。危機の時にこそ、地域とともに歩む中小企業の真価が発揮された経験でした²⁰。まさに、地域に根差した中小企業は地域の守り手といえる存在であることが象徴的に表れたのではないのでしょうか。東日本大震災の教訓を生かし、安全・安心な県民生活づくりに関し、下記の点を提言します。

1) 昨年11月に愛知県においても今後の発生の懸念から、災害、復旧対策を定めた「県地域防災計画」が修正されました。しかし、同計画には東日本大震災で経験した地域の中小企業の活動が踏まえられているとは言えません。

例えば、今回の震災では発生後、地域の中小企業が物資供給を行う際、供給ルートが確保されておらず、物資を無駄にしてしまう、あるいは供給が遅れるなどの事例が報告されています。こういった実例を集め、その教訓を生かしてこそ、県民の生命を守ることができる防災計画となると考えます。

地域の中小企業が持つ技術、サービスなどを調査し、震災直後から中小企業が果たすことのできる役割を把握するなど、東日本大震災の経験を深め、より現実的な官民一体となった被害拡大の防止策を策定して下さい。また、各自治体でも同様の取り組

²⁰ 詳細は中小企業家同友会全国協議会[2012]『中小企業家の絆』を参照。

みを進めることができるよう愛知県としての最大限の配慮を期待します²¹。

- 2) 災害時、地域住民の避難場所として機能する学校やその他施設などの耐震補強、老朽化した公共施設や橋梁などの改修・建替え、電線の地下埋設などの措置を、地域中小企業の技術等を生かして速やかに行ってください。

(2) 過去の土地変遷に着目した土地利用制度へ転換すること

上記(1)－(2)に関連して、災害時に地域住民の避難先として予定されている施設について、過去の土地変遷に着目した見直しを進めて下さい。

日本の土地利用は、歴史的に見て水辺の埋め立てを推進し、限りある国土を可能な限り拡げてきました。その結果、通常の生活をしている限りその土地が元はどのような場所であったのか想像すらできないまでに開発されてきました。東日本大震災では、そういった見方には沿岸部から離れた地域で液状化現象などの被害が相次ぎ、地域住民の生活に被害をもたらしました。

愛知県内へ目を転じてみてもこの傾向は例外ではなく、災害時の避難場所として指定されている施設(学校等)の土地を遡ると水辺であった箇所も見受けられます。災害発生後、地域住民の生活を支えることになる避難場所の見直し、防災強化を推進して下さい。

6. 地域の活力を底支えする地域金融システムを

(1) 信用保証理念にもとづいた信用補完制度の運用充実をはかること

信用保証理念「(略) ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する²²」にもとづき、運用の隅々にわたって中小企業を育てていくという姿勢を堅持し、CRD²³による保証料率決定業務にとどまらず審査能力を高めながら定性要因も重要な判断基準とし、「何をどう改善すればランクアップするのか」などの相談・支援業務の充実に向けて、県としても働きかけて下さい。

また、中小企業の返済履歴(クレジットヒストリー)を尊重し、審査基準の柱とし、保証審査の審査項目とする、あるいは保証料率を引き下げるなどの優遇措置を取るようにして下さい。

(2) 地域金融機関のリレーションシップ・バンキングへの積極的な取り組みを県としても要請するとともに、金融アセスメント法の制定を国に働きかけること

²¹ 同計画には以下のように述べられています。

「今後、専門家の意見も踏まえながらこの地震の検証を行い、愛知県における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていくものとする。」

²² 信用保証協会[2011]「日本の信用保証制度」1ページ。

²³ 中小企業信用リスク情報データベース Credit Risk Database—CRD。

中小企業に関する日本最大のデータベース。

会員(信用保証協会及び金融機関)が、取引先中小企業の財務データ・非財務データ・デフォルトデータをCRDに対して定期的に提供することで、CRDから会員に対して、蓄積されたデータを加工した各種サービスが還元される仕組み。信用保証協会では9つの料率区分で保証料率が適用されている。

中小企業金融円滑化法が2013年3月末をもって期限切れとなります。帝国データバンクによれば、同法利用後の返済猶予期間中に業績回復出来ずに倒産した企業件数が累計300件に上ったとされています²⁴。こうしたなか、中小企業の再建、並びに新しい仕事づくり、金融環境の改善に関して以下の点を提言します。

1) 金融庁は、同法の期限切れに伴う企業倒産の発生を最小限にとどめる「ソフトランディング」を目指していますが、円高、原料高、東日本大震災の影響など、中小企業を取り巻く経営環境が依然として好転しないなかで、今後は相当数の中小企業が、危機に直面することが懸念されます。

今後は緊急のつなぎ融資制度の強化も去ることながら、こうした企業が経営再建を果たせるよう強力なバックアップが不可欠です。金融機関が新しい仕事づくりも含めた強力な経営支援に取り組むとともに、事業計画の見直し等に関わる支援を強化するよう、県としても要請して下さい。

2) 各金融機関の地域金融への貢献に向けた取り組み状況について、共通した開示項目がなく情報が比較対照できないため、利用者にわかりにくい点が問題とされます。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要です。当面金融庁へ各金融機関から集めた情報を客観的な評価が可能となるよう一覧性のあるかたちでwebページへ公開するよう働きかけて下さい。

さらに愛知県でも独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めて下さい。

3) 中小企業金融円滑化法を期限満了で反故にするのではなく、第三者機関による金融機関の活動を評価・公開する規定についてまで踏み込み、円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案（仮称）」を法制化、あるいは現行の金融円滑化法の金融アセスメント法への発展的展開も視野に入れた法改正を国へ働きかけて下さい。

7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築を

(1) 地域資源循環型の持続可能な地域ビジョンをダイナミックかつ早急に確立すること。また、多数の小さな仕事と雇用創出を最大限に実施し進めていくこと

太陽光発電、太陽熱、排熱、バイオマス等のエネルギーや資源を地域循環させることにより、Co2の排出削減を大胆に進めて下さい。また農林漁業と建商工学連携などの取り組み、屋上緑化、壁面緑化、雨水利用などあらゆる手段を講じる中で、地域での小さな仕事と雇用が無数に創出される仕組みづくりに取り組んで下さい。

さらに地元中小企業の新規事業や経営革新への意欲が多数に創出喚起されることを重視した環境政策を採用することで、地域内循環が有効に機能し環境対応型地域づくりを一層すすめることが可能となります。この点に十分留意した政策展開を期待します。

(2) 地球環境に配慮した持続可能な社会経済システムへの転換をすすめること

環境調和型の持続可能な企業振興と経済システムへの転換は、地域レベルでも喫緊の課題となっています。また、安全・安心で人間らしい豊かな生活は県民全体の切実な想いとなっています。輸出入等に依存しすぎない地域内発的循環成長型の経済システムを

²⁴ 株式会社帝国データバンク「第5回『中小企業金融円滑化法』利用後倒産の動向調査」2012年4月9日より。

構築することで、足腰の強い愛知県地域経済として真の実力が発揮されます。

地産地消、エコロジーとエコノミーの統一、熟練技術の高度化、伝統と先進など、新しい愛知の地域ビジョンや具体的課題について、県民・中小企業・大学・各機関各団体など地域の全階層によるフォーラムや議論が旺盛に展開され、愛知の地域性を活かした環境保全調和型の新しい地域経済ビジョンの構築と県民の合意形成、各階層参加者の総意ある主体的な取り組み、中小企業の新規事業への挑戦などが喚起され、促進されるように支援して下さい。

(3) 環境保全・自然再生型の公共事業や環境都市への再構築、福祉・防災など生活基盤を整備拡充する事業などに、地域中小企業の活用を図ること

中小企業の知恵と人材を生かすことのできる環境保全・自然再生型公共事業の拡大をはじめ、あらゆる手段を講じた地域内循環システム、環境調和型都市への再構築計画や福祉・防災基盤整備を中小企業の技術力を生かし、仕事づくりを通じて県として推進して下さい。

例えば、コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる取り組みや、太陽光や太陽熱、風力、排熱利用、バイオマス等の自然エネルギーの有効活用や循環活用、資源再利用などの社会システムの仕組みをつくるなど、新しいタイプの公共事業に挑戦する地域の中小企業を積極的に活用して下さい。

(4) 持続可能なエネルギー政策を国と一体となり推進すること

1) 中小企業の節電計画を高めるため、コジェネレーションシステムの導入や自家発電装置の普及、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及に、県としても継続的かつ積極的に取り組んで下さい。特に新技術の普及に際し、最も大きな阻害要因となりうるコストの抑制を支える技術開発を、中小企業の技術力の活用と大手企業や研究機関との連携による中小企業の技術力向上を通じて推進して下さい。

2) 上記1)と合わせて、休眠発電施設の有効活用、中小規模発電設備の整備等通じて、「エネルギーの地産地消」を国・県の連携で積極的に推進して下さい。

電力エネルギーを例にみると、送電距離が延伸するほど輸送効率が逡減します。地域完結型のエネルギー供給体制を整えることでこの課題を克服し、エネルギー効率の高い地域づくりを推進して下さい。さらにこの「エネルギーの地産地消」には、生産(送電)の安定性が不可欠となります。太陽光発電、風力発電、マイクロ水力発電などに代表される再生可能エネルギーには各々の特性があり、これらを効率よく結びつけることにより安定性を担保することが不可欠です。

さしあたり、これまで大規模発電施設にのみ依存してきたエネルギー供給体制を、大・中・小それぞれの規模の発電施設を組み合わせることによる、地域完結型のエネルギー供給体制のスキームづくりを県としても検討して下さい。また、継続的メンテナンスなど、地元中小企業の活用による仕事づくりを念頭に置いた取り組みを期待します。

3) 上記2)に関して、域内の各主体が自家発電等へ踏み出す際に足かせとなっている「電力の買い取り価格」を是正する助成制度などを、県として設立して下さい。

現状、余剰電力が発生した場合の「買い取り価格」は、投資金額と比較して投資効率が低く、採算が合うまでにかかなり長期を有する状況にあります。

今後、省電力化は言うまでもなく、エネルギーに関する防災を考えた場合、安全な自家発電施設が普及することが非常に有効と考えられるため、各主体のモチベーションを高める取り組みを県として積極的に推進することを期待します。

4) 上記1)、2)、3) と合わせ、中小企業におけるマイクログリッド(分散型小規模エネルギー網)導入を国・県の連携で推進して下さい。

中小企業の存在はエネルギー使用量の面から看過できませんが、資金的制約面からこのような取り組みを単独で進めることは困難です。一定範囲内での企業間配電を可能とするスキームづくりを支援する制度の創設など、中長期を展望した取り組みを期待します。

(5) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企业への支援の強化・充実すること

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000 の取得、環境保全対策の推進など、環境共生型企业づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援して下さい。

また、環境に配慮した製品の育成や需要を喚起する呼びかけを県としても行うとともに、地域内資源循環や究極的に廃棄物はなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを推進して下さい。

(6) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減に向けた中小企業の取り組みの支援制度強化を国へ働きかけること

温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 25%削減 (対 90 年比)、2050 年までに 80%削減の目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」が 2010 年 3 月に閣議決定されています。この目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で 99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献します。地球環境の保全、温室効果ガス削減に中小企業は独自に、自主的に行動を起こしています。

当会では全国的に“同友エコ²⁵⁾”と呼ばれる温室効果ガス削減の取り組みを 2009 年よりスタートさせています。このような中小企業の温室効果ガス削減に向けた自主的取り組みが社会的経済的に正当に評価される仕組みの構築、また取り組みの輪の拡大に向けた取り組みに対する支援等の国への働きかけを期待します。また、温室効果ガス排出量取引市場へ中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討する点についても国へ働きかけて下さい。

8. 豊かな人間として育つための教育環境の重視を

(1) 中小企業の正確な理解の普及と、起業への意識啓発をはかること

地域住民が地元の中企業の正確な理解を持つことがなければ、真の中企業振興は困難です。愛知県の開・廃業率では、平成 8 年調査以降、廃業率が上回った状態が続いています。全国水準とほぼ同じ傾向を示しているとはいえ、県経済の持続的発展を考える上で看過することのできな状況です²⁶⁾。中企業憲章では「魅力ある中企業への就業や起業を促し、人材が大企業振興にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する²⁷⁾」と述べられています。この点に留意し、学校教育では地元中企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えるとともに、起業への意識

²⁵⁾ 同友エコは、環境経営と温室効果ガスの削減を目指した取り組みとして、中企業家同友会会員企業を対象に 2009 年よりスタートした取り組み。2010 年度実績は全国で 124 社が取り組み、2,386 トンの Co2 削減となった。

²⁶⁾ 愛知県産業労働部編『あいちの産業と労働 Q&A2012』より。

²⁷⁾ 前掲『中企業憲章』3. 行動指針 三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える、より。

を啓発する取り組みを県を挙げて推進して下さい。

この一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること、教職員自らが中小企業の現場で研修すること、子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会として、中小企業での労働体験を中学校・高等学校の授業の一環に組み込むこと、地域中小企業を理解するための教材をつくることなどを積極的に計画し支援をして下さい。さらにこれらを念頭に、教育プログラムを策定し、モデル校を設定して実施するなどの取り組みを愛知県としても進めて下さい。

(2) 県内の高等学校と中小企業の連携へ向けた施策への促進支援をはかること

上記(1)と関連して、県内の高等学校における中小企業経営者を講師とした授業や、地域の中小企業の魅力を伝える副読本の製作、高等学校の教職員向けの中小企業見学会や交流懇談会ならびに、学校教育における設備公開利用など、地域の人材育成に関わる支援を図って下さい。

さらに、西尾信用金庫が昨年度開催した「西三河ハイスクール・起業家コンテスト²⁸」のように、将来の起業家育成につながる取り組みを県としても積極的に支援して下さい。

(3) 「地域教育経営」の視点を大切にされた地域社会教育の確立を、地元中小企業の活用を通じて推進すること

「地域教育経営」とは、当該の地域社会に存在する様々な教育機能・資源をトータルに共有・活用することで、子どもの教育と大人の学習支援の双方を複合的に実現させようとする新しい教育経営の理念であり、教育戦略です。この考えには、学校教育(行政)と社会教育(行政)双方の課題を、一つの連動する課題群として解決することを目指し、地域(家庭を含む)における教育・子育て、大人(親)たちの学習・共生の仕組みづくりを総合的に行う点に新しさがあります。

地域の中小企業は、過去から現在、そして未来をつなぐ地域・社会・文化の守り手です。地域の中小企業を地域の教育者の一員として積極的に教育の場につなぐことで地域総体としての人材教育が可能となります。以上の認識のもと、下記の点を提案します。

- 1) 長期的視野に立って、人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが大切と考えます。この点に鑑み、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的な支援を行って下さい。
- 2) 「中小企業憲章」の精神の具体化に向け、県下の中学校・高等学校・大学の授業の一環として「労働体験学習」を設け、健全な労働観や地域社会観を形成していく大きな機会として位置づけて下さい。
- 3) 上記2)に関連して、インターンシップ、大学等での中小企業論講座など、学生が中小企業の魅力と正確な情報・知識を発信し、働く意味や生き方を考える機会となる場づくりに取り組んでいる事例集を発行し県下の各教育機関に配布するなど、中小企業への正しい認識を促す事業への支援を強化して下さい。
- 4) トライアル雇用制度などについて企業現場からの意見や改善策を取り入れて施策の有効性を高めて下さい。また公共職業訓練や公的セミナー等の内容を求職者や雇用の教育ニーズに合致するものへ改善を進めて下さい。

²⁸ 西三河ハイスクール・コンテストとは、西尾信用金庫が企画した地元高校生を対象にした起業家コンテスト。2011年度は、高等学校10校15チームが参加し、地元中小企業と関わりながら各チームのアイデアを競った。

(4) 中小・小規模企業に限定した利用しやすい人材育成支援策を拡充すること

税軽減策等から大企業が多数の従業員を教育訓練に派遣しているのに対して、中小企業における人材育成は多くの課題と困難があり、それが格差拡大の一因にもなっています。中小企業における研修期間の公的所得保障や教育訓練給付金の増額補填など、中小企業や小規模企業に照準をあてた中小企業向けの利用しやすい人材育成支援策を調査研究して施策の拡充強化をはかって下さい。またその際には、実際の施策の運用現場である中小企業等の声を聴き、実効性の高い施策となるよう努めて下さい。

(5) コーポレート・ユニバーシティ設立に関して積極的支援をすすめること

欧米のグローバル企業を中心に広がりを見せている人材育成システムに、大学・研究機関と連携した「コーポレート・ユニバーシティ(企業大学。以下、CU)」があります²⁹。国内でも大手企業を中心に導入が始まっていますが、まだまだ一般的ではなく、特に中小企業では資金的制約もあり普及は進んでいません。

グローバル化は今後ますます進展するとともに、労働力人口の減少が進行するなかで、企業における人材育成に関する課題は、さらに重みを増すことが予想されます。国際的に通用する人材を育て、企業内に蓄積することは、地域経済にとっても有益です。また、生涯学ぶことが保証され、キャリアプランを長期にわたって描くことのできる地域性を醸成することは、人材の流出を防ぎ、さらに域外から人材を惹きつける要因ともなります。以上を念頭に、中小企業に就職した人材が、改めて大学で学ぶ機会が広く得られるよう、授業料の助成、あるいは県として中小企業向けのCU創設などを進めて下さい。

(6) 中小企業の雇用環境整備ではダブルスタンダード施策で支援を強化すること

中小企業における労働時間短縮やパート労働法の適用、ワークライフバランスや正社員化促進などの職場環境整備をすすめるためには、取引関係において時間外労働や危険有害作業や労働集約的業務等を引き受けることが多い、という現実の課題に向き合うことが不可欠です。

「中小企業労働時間適正化促進助成金」の制度はありますが、これに留まらず、発注方式などの取引改善指導や業界ごとの取引慣行の見直し、下請中小企業振興法の運用強化、中小企業省力化投資への積極的支援等が求められます。

さらにワークライフバランスの推進においては、人的制約の大きい中小企業に配慮した施策の実施が求められます。例えば社員の育児休暇取得中に臨時雇用する際の賃金補助、中小零細企業向けのワークライフバランス実施事例集の作成などによって、企業規模の小さい企業でもワークライフバランスに取り組み易い環境の整備をして下さい。

また、ファミリーフレンドリー企業に関する調査項目についても、画一的調査項目ではなく、企業規模によって異なる経営実態を把握した項目の作成を進めて下さい。

²⁹ 厚生労働省職業能力開発局[2002]『キャリア形成を支援する労働市場政策研究会 報告書』より。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0731-3a.html>

この報告書ではこれについて以下のように指摘されている。

「アメリカにおいて、企業内教育の一形態としてコーポレート・ユニバーシティ（日本語で「企業大学」。以下「CU」。）が普及している。

「例えば、フォーチュン 500（米 Fortune 誌が毎年発表する米国上位 500 社のリスト）の企業のうち、約 40% の企業が CU を持ち、全体でその数は 2000 校とも言われている。有名なものとしては、ネスレやモトローラによって設立されたものなどがある。」

「もともとは、企業内の各部門に分離していた教育部門を統合し、コストダウンとレベルアップを図ろうという動機で生まれたものであるが、リーダーシップ開発の必要性や人材採用の強化と定着率の向上などを目的として一気に拡大した。」

「また、グローバル・ワイヤレス企業連合という多国籍にわたる無線通信業界の企業が共同で作った CU もあり、世界 66 校の大学と連携しながら、無線に関する様々な知識・技術を提供し、業界として人材不足を補おうという試みも出てきている。」

雇用環境の整備は、企業規模によって置かれている状況が大きく異なります。地域中小企業の実情や課題をよく把握した上で、産業労働施策のダブルスタンダード化をはかり、実態に即した有効な支援や対策改善がとられるとともに、国・県の連携した施策推進を期待します。

9. 誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会づくりに向けた地域福祉政策を

(1) 中小企業と行政が連携することで、高齢者の生活支援策を強化すること

高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や回収、掃除などを公的に援助することにより安価に利用可能な制度を、地域の中小企業と行政がタイアップする方法で強化して下さい。

能力や技能のある高齢者を優先的に活用することで、生涯現役で生きがい、働きがいを持ち続けることができます。また、中小企業が得意とする細かな仕事の掘り起こしにつながると考えますので、県としての積極的推進を期待します。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境を整備すること

平均寿命の伸長、少子高齢化による労働力人口の急激な減少は社会経済にとって大きな影響を与えます。地方自治体や公的機関等が、高齢者の多様な就労ニーズを満たすよう働きかけ、高齢社会に合わせた環境整備を進めて下さい。

また、リタイアした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策の強化・策定を進めて下さい。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援を強化すること

少子高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を国へ働きかけて下さい。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護制度の充実を図り、女性の社会的進出を強力にバックアップして下さい。

例えば、中小企業1社では、保育を必要とする社員の数が少なく、また資金的制約から運営を維持することが困難な場合であっても、地域の複数の事業所が共同で運営する保育所等があれば、会社近くに預けられる環境ができ、女性が安心して働くことのできる環境に近づきます。現在、厚生労働省から「事業所内保育施設設置・運営等助成金」の制度が運用されていますが、複数事業所が共同で活用することはできず、運用実績の広がりには限界があるのが実情です。

さしあたり、複数事業所が共同で保育施設を設置することに関する助成制度の創設、あるいは、事業所が集中する地域での小規模多機能支援施設³⁰に代表される“富山方式”による支援サービスの積極的推進を期待します。

(4) 雇用条件の実態を考慮した育児・介護支援の拡充・強化をすすめること

(3)に関連し、より実態に即した、利用しやすい育児・介護支援の取り組みを推進して下さい。

デイサービスなどの通所介護では、多くの場合サービス提供時間として9:00~16:30頃が設定されています。しかしながら、この条件のもとでは正規雇用の労働条件として8時間の勤務時間を確保することが困難な状況です。また、たとえパートタイマーとし

³⁰ 例えば、「NPO法人 デイサービスこのゆびと一まれ」の運営する要介護高齢者、障害者(児)・乳幼児預かりなどの多様な支援が可能な複合型施設などが挙げられる。

ての雇用条件であったとしても、就労機会を減じることにもつながりかねません。

以上の点に鑑み、①常時介護が必要になった場合、速やかに入居可能な介護施設の拡充、②介護保険制度で規定されている通所介護サービス時間(6-8時間)の延長等を含めた柔軟な検討、③現状2時間を上限としている通所介護サービスの算定単位の拡充など、国と県が一体となった取り組みの推進を期待します。

またこの点に合わせて、育児の面でも上記と同様の状況に企業現場では直面しています。保育園での延長保育、ショートステイ、トワイライトステイ、学童保育などに関しても「誰もが働くことのできる環境の整備」の視点から、取り組みを強化して下さい。

(5) 障害者就労支援施策に関するワンストップ型相談窓口を創設すること

障害者の就労支援制度は多岐にわたり、施策によって対応機関が異なることも多く、効率的な相談が困難な状況です。ハローワークにおいても、職員により対応が異なり、実際の企業現場に有益な情報を入手できない場合があります。

愛知県として、障害者就労支援施策に関するワンストップ型の相談窓口を創設して下さい。

(6) 障害者の自立支援に関わる総合的な地域連携の強化を図ること

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政(福祉・労働・教育等)の連携事例集の作成と、連携を強化・徹底する取り組みにより、障害者の自立に向けた生活支援、就労支援を充実させ、障害の有無を問わず、誰もが人間らしく働き、暮らすことのできる福祉社会づくりを強力に推進して下さい。

(7) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進を図ること

障害者の自立を支援するために、企業における障害者雇用の促進が図られ、特に中小企業での障害者雇用の促進が国の重点政策としても掲げられています。以下の諸項目に関して、国への要請ならびに、県としての取り組みを進めて下さい。

- 1) 初めて障害者を雇用する中小企業に対して「ファースト・ステップ奨励金」が支給されますが、法定雇用率での雇用を求められない常用労働者数の企業にも対象を拡大するよう、国等の機関に要請して下さい。
- 2) 特定求職者雇用開発助成金における中小企業への助成期間は、対象労働者により最長1年半～2年となっていますが、実際の雇用現場では教育に3年以上かかります。この点にご配慮いただき、助成金額枠の拡大もしくは助成期間の延長を国等の機関に要請して下さい。
- 3) 各種施策の利用対象要件に、ハローワーク経由での雇用が要件とされることが少なくありませんが、雇用経緯や現場を見た上での柔軟な対応ができるよう国等の機関に要請して下さい。

また愛知県においては、愛知県障害者定着奨励金の拡充、社内体制整備への支援、実践企業の事例紹介等既存施策のさらなる充実と実態に則した新施策の拡充を行って下さい。また、雇用現場を常に把握する取り組みを進めて下さい。特に、愛知県が外部業者へ委託する障害者の雇用を促進する事業においては、現場へ足を運び、実態を掴むことでさらに有効な事業へとスパイラルアップさせていくことを期待します。

(8) 特定(産業別)最低賃金の分類を全国一律とし、その分類に際しては企業現場を訪問・視察の上で決定するよう国へ要請すること

特定(産業別)最低賃金の分類において、ベアリングの組み立ては、愛知県では「はん

用機械器具」、東京では「一般産業用機械」に分類されるなど差異が生じています。最低賃金額については、地域ごとの物価水準等を考慮の上、各地方最低賃金審議会での検討が望ましいですが、分類にあたっては、中央最低賃金審議会が一律の基準を示し、地域によって差異が出ることを防ぐよう国へ働きかけて下さい。なお、その際には企業実態に則したものとなるよう、必ず企業現場への訪問・視察とセットで実施して下さい。

IV 愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

1. 各行政関係委員の嘱託（最近2年間 ～は継続）

- ・環境省「中部環境パートナーシップオフィス運営委員」（2007年度～）
- ・愛知県「中小企業活性化懇話会」（2011・2012年度～）
- ・愛知県愛知県「お金の地産地消促進委員会」（2011年度）
- ・愛知県「次世代自動車産業振興アクションプラン策定委員会」（2011年度）
- ・愛知県「あいち・出会いと体験の道場推進協議会」（2006年度～2011年度）
- ・愛知県「新たな地球温暖化防止戦略検討委員会」（2009～2011年度）
- ・名古屋市「中小企業振興基本条例検討委員会」（2012年度）
- ・名古屋市「市民活動推進センター運営協議会」（2012年度）
- ・名古屋市「市民活動促進委員会」（2010・2011年度）
- ・名古屋市「低炭素都市なごや戦略実行計画協議会」（2009～2011年度）
- ・名古屋市「名古屋市特別職報酬等審議会」（2010年度～）
- ・名古屋市「自殺対策連絡協議会」（2008年度～）
- ・名古屋市「障害者就労支援推進会議」（2007年度～）
- ・名古屋市教育委員会「「キャリア・マイスター判定委員」（2011年度～）
- ・NHK名古屋「視聴者会議」（2010年度）
- ・愛知労働局委託事業（中部産業連盟）「高齢者雇用制度普及推進会議」（2010年度）

2. 大学講座（講義）への講師派遣（2012年度）

- ・名城大学大学院「フロンティア産業研究」（4～7月 11講座 11名）
- ・愛知学院大学「経営特別講座A」（4～7月 12講座 6名）
- ・愛知東邦大学「地域ビジネス特別講義」（4～7月 12講座 7名）
- ・愛知淑徳大学「インターンシップ概論」（6月 7講座 6名）
- ・愛知工業大学「総合講義I・II」（5～7月 5講座 5名）
- ・名古屋市立大学「地域企業活性化論」（10月～1月 15講座 4名）
- ・愛知産業大学「人生設計論」（6月・10月 2講座 1名）
- ・名古屋市立大学人文社会学部「問題認識特講」（7月 1講座 1名）

（参考）2006年度からの講座協力（会員はのべ）

- ・2006年度 6大学・43講義、40名
- ・2007年度 9大学・58講義、48名
- ・2008年度 6大学・57講義、32名
- ・2009年度 8大学・68講義、43名
- ・2010年度 7大学・70講義、48名
- ・2011年度 10大学・68講義、47名

3. インターンシップ・職場実習（最近1年間）

- ・大学生インターンシップ（2012年度、34社で84名受け入れ、15年目）
- ・名古屋商業高校「就業体験学習」（5年目）
- ・愛知障害者職業センター「職業準備支援のインターンシップ」